

○岡山県警察職員等の旅費支給規程

(昭和 42 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号)

改正 昭和 43 年 3 月 25 日警察訓令第 9 号 昭和 44 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号
昭和 45 年 3 月 1 日警察訓令第 2 号 昭和 45 年 8 月 22 日警察訓令第 20 号
昭和 45 年 12 月 16 日警察訓令第 25 号 昭和 46 年 4 月 12 日警察訓令第 11 号
昭和 48 年 11 月 29 日警察訓令第 27 号 昭和 51 年 3 月 27 日警察訓令第 5 号
昭和 52 年 3 月 4 日警察訓令第 1 号 昭和 54 年 8 月 15 日警察訓令第 10 号
昭和 54 年 11 月 28 日警察訓令第 13 号 昭和 61 年 3 月 6 日警察訓令第 2 号
平成 2 年 7 月 6 日警察訓令第 13 号 平成 13 年 5 月 18 日警察訓令第 13 号
平成 17 年 3 月 14 日警察訓令第 13 号 平成 21 年 3 月 25 日警察訓令第 13 号
平成 22 年 3 月 17 日警察訓令第 8 号 平成 25 年 3 月 27 日警察訓令第 15 号
令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 8 号 令和 5 年 12 月 26 日警察訓令第 69 号
令和 7 年 3 月 31 日警察訓令第 14 号

岡山県警察職員等の旅費支給規程を次のように定める。

岡山県警察職員等の旅費支給規程

岡山県警察職員等の旅費支給規程(昭和 37 年岡山県警察訓令第 7 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 県が支弁する岡山県警察に要する旅費の取扱いに関しては、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号。以下「条例」という。)及び岡山県職員等の旅費支給規則(昭和 27 年岡山県規則第 88 号。以下「規則」という。)並びに別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(証人等の旅費)

第 2 条 捜査上その他の必要により招致した証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者には、証人、参考人、鑑定人等の費用弁償及び手当に関する条例(昭和 32 年岡山県条例第 9 号)第 2 条に規定する費用弁償の種目及び額の旅費を支給する。ただし、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和 6 年政令第 306 号)第 1 条第 2 項第 1 号に定める内閣総理大臣等又は同項第 2 号に定める指定職職員等が旅行する場合における鉄道賃、船賃、宿泊費及び包括宿泊費の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年岡山県条例第 5 号。以下「知事等旅費条例」という。)別表第 2 の知事の区分に掲げる額とする。

2 条例第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額は、条例の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額とする。

(運賃の調整)

第3条 次の各号のいずれかに該当する旅行における運賃については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者が、公用の車両、船舶若しくは航空機(以下「公用車等」という。)を利用して、又は乗車券の交付を受ける(通勤定期乗車券を利用する場合を含む。)等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費は支給しない。
- (2) 新たに採用された職員が、初任教養のため警察学校に入校する場合における居住地から当該警察学校所在地までの旅行又は警察学校に入校した後、採用取消しとなった場合における帰住のための旅行をするときは、鉄道賃、船賃及び航空賃(運賃の等級が区分されている場合はそれぞれの最下級の運賃)並びにその他の交通費を支給する。
- (3) 旅行者が警衛若しくは警護の用務で旅行する場合又は犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合において、旅行命令権者が条例第10条に規定する鉄道賃、第11条に規定する船賃又は第12条に規定する航空賃によることが公務上支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、現に利用した交通機関の運賃の等級に応ずる鉄道賃、船賃又は航空賃を支給することができる。
- (4) 職員が知事、副知事、公営企業管理者、議会の議員又は指定職の職務にある国家公務員(以下「知事等」という。)に随行して旅行する場合には、知事等と同一の鉄道賃又は船賃を支給することができる。

(その他の交通費の調整)

第4条 次の各号のいずれかに該当する旅行におけるその他の交通費については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者が道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に定める自動車又は原動機付自転車(公用の車両及び有料の交通機関を除く。以下「自動車等」という。)を利用して旅行する場合には、自動車等を利用する旅行の路程に応じ、条例第11条第1項の規定を適用し、同項中「37円」を「25円」に読み替えて計算したその他の交通費を支給する。ただし、職員が自動車等に同乗して旅行する場合のその他の交通費は、支給しない。
 - (2) 旅行者が徒歩又は自転車(有料利用を除く。)で旅行する場合には、当該区間のその他の交通費は、支給しない。
- 2 前項第1号に該当する場合において、県内の陸路計算に係る路程について知事の定めがない区間については、地方公共団体の長その他当該経路の計算について信頼するに足る者の証明又は資料により路程を計算することができる。ただし、その場合のその他の交通費にあつては、路程4キロメートル以上の旅行について支給することとし、その額は、規則第14条に規定する額を超えることができない。

(宿泊費及び包括宿泊費の調整)

第5条 次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊費及び包括宿泊費については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等に随行して旅行する職員が、同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来す場合において、当該宿泊費及び包括宿泊費を基準額の範囲内で支弁することができないときは、現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額(宿泊料金に含まれる朝夕食代相当額が明確である場合は、その金額を控除した金額)を支給することができるものとする。
- (2) 旅行者が旅行し、行事の主催者等により指定された宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を及ぼすおそれがあると旅行命令権者が認めた場合には、当該宿泊に要する実費(宿泊料金に含まれる朝夕食代相当額が明確である場合は、その金額を控除した金額)を宿泊費として支給する。また、当該宿泊場所を旅行の目的地として取り扱うことができる。

(宿泊手当の調整)

第6条 次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊手当については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者が旅行し、無料の公用の施設を利用した場合で、朝食及び夕食に係る費用を要した場合は、規則第13条第1項に規定する一夜当たりの定額を支給する。
- (2) 旅行者が旅行し、固定宿泊施設以外へ宿泊した場合で朝食及び夕食に係る費用を要した場合は、規則第13条第1項に規定する一夜当たりの定額を支給する。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
- (3) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため、警察学校の施設に宿泊する場合には、前2号の規定にかかわらず、一夜につき1,700円を宿泊手当として支給する。
- (4) 前条に該当する場合においては、規則第13条第1項に規定する定額(ただし、宿泊料金に含まれる朝夕食代相当額が明確でない場合で、宿泊料金に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は定額の3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は定額の3分の1の額)を支給する。
- (5) 旅行者が旅行し、当該旅行者又はその親族若しくは知人の住居に宿泊した場合には、宿泊手当を支給しない。

(旅行雑費の調整)

第7条 職員が条例第17条に規定する旅行をするときの旅行雑費は、支給しない。

(転居費等の調整)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第 16 条の規定にかかわらず、条例第 18 条に規定する転居費、第 19 条に規定する着後滞在費及び第 20 条に規定する家族移転費を支給する。

- (1) 赴任を命ぜられた職員が住居を移転する場合において、勤務上の必要により、警察本部長、部長又は所属長が特に命令して職員の住居を移転させた場合
- (2) 職員が在勤公署の庁舎移転に伴い住居を移転した場合
- (3) 勤務上の必要により、警察本部長、部長又は所属長が特に命令して職員を県公舎等に居住させ、又はこれを明け渡させた場合

2 警察学校において初任教養を受ける者が新任配置に伴い公用車等で新在勤公署に赴任し、かつ、警察学校から住居を移転した場合の転居費は、支給しない。

(居住地等から直ちに旅行する場合等の旅費の調整)

第 9 条 私事のために在勤公署又は出張地(以下「在勤公署等」という。)以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地(以下「居住地等」という。)から直ちに旅行する場合において、居住地等から目的地に至る旅費額が在勤公署等から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤公署等から目的地に至る旅費を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により居住地等から目的地に至る旅費を支給することが必要であると旅行命令権者が認める場合には、当該旅費を支給することができる。

2 旅行命令権者は、この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第 10 条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 6 条に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員に支給する鉄道賃、船賃、宿泊費及び包括宿泊費の額は、知事等旅費条例別表第 2 の知事の区分に掲げる額とし、着後滞在費及び家族移転費の額は、知事の例により算出した額とする。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、旅費の取扱いに関し必要となる事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 25 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 43 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 44 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 1 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 8 月 22 日警察訓令第 20 号)

この訓令は、昭和 45 年 8 月 22 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 12 月 16 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、昭和 45 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 4 月 12 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 46 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 11 月 29 日警察訓令第 27 号)

この訓令は、昭和 48 年 11 月 29 日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 3 月 27 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 4 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 8 月 15 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程附則第 2 項の規定は、昭和 54 年 7 月 10 日以後に出発する内国旅行について適用する。

附 則(昭和 54 年 11 月 28 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則(昭和 61 年 3 月 6 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 61 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 7 月 6 日警察訓令第 13 号)

(施行日)

1 この訓令は、平成 2 年 7 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程第5条第1号の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成13年5月18日警察訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、平成13年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月14日警察訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程第6条、第7条及び第8条の規定は、3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、平成17年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月25日警察訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡山県警察職員等の旅費支給規程の規定は、次項に定めるものを除き、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発生した原因に基づく赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月17日警察訓令第8号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 8 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[略]

(3) 岡山県警察職員等の旅費支給規程

[略]

附 則(令和 5 年 12 月 26 日警察訓令第 69 号)

この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日警察訓令第 14 号)

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。